

## 第3回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年3月9日(火) 午後3時00分

2 開催場所 いすみ市大原文化センター1階 大会議室

3 出席委員(12名)

1番 藤平 正一

2番 関 俊光

3番 藍野 道郎

4番 松崎 秋夫

5番 池田 誠

7番 増田 伸子

8番 高浦 伸芳

9番 久我 久

10番 三枝 正直

11番 鈴木 茂雄

12番 鈴木 博善

13番 古川 久芳

4 欠席委員(1名)

6番 織本 幸一

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 令和2年度第12次農用地利用集積計画(案)について

議案第6号 農用地利用配分計画(案)について

議案第7号 令和3年度標準農作業賃金(案)について

その他

(開会 午後3時00分)

事務局 委員の皆様、本日はご苦労様です。

それでは、只今から令和3年第3回農業委員会総会を開会いたします。

はじめに定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、6番 織本委員の1名であり、出席委員数は、委員総数13名中12名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立致します事をご報告致します。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

(藤平会長：挨拶)

事務局 それでは「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長をお願い致します。

議長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号5番 池田委員、議席番号10番 三枝委員をお願い致します。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致しますが、番号7及び番号8の案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に該当致しますので、初めに番号1から番号6までを審議していただき、その後に番号7及び番号8について審議をお願い致します。

それでは、番号1から番号6について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号1から6について説明します。

番号1、譲渡人理由は、離農の為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、松丸字熊野(クマノ)、地目田、〇〇〇㎡。ほか4筆、5筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、梅の栽培規模拡大の為です。申請土地、山田字堂谷(ドウヤツ)、地目田、〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号2です。

番号3、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、新規就農の為です。申請土地、岬町江場土字甲島(カブトジマ)、地目田、

〇〇〇㎡。ほか2筆、3筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号3および4です。

番号4、譲渡人理由は、高齢により耕作出来ない為、譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利な為です。申請土地、岬町中滝字中原（ナカハラ）、地目田、〇〇〇㎡。ほか2筆、3筆合計〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号5です。

番号5、譲渡人理由は、遠方に居住し耕作出来ない為、譲受人理由は、自宅に隣接し耕作に便利な為です。なお本件の譲受人は新規就農者であり、この後説明する番号6、番号7と合わせ耕作面積の2反部要件をクリアしています。申請土地、岬町押日字矢ノ坪（ヤノツボ）、地目畑、〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号6です。

番号6、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、農業指導者の自宅に近く耕作に便利な為です。申請土地、岬町鴨根字東台（ヒガシダイ）、地目畑、〇〇〇㎡。ほか1筆、2筆合計〇〇〇㎡。権利内容、使用貸借権設定、図面番号7です。

番号1から6につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、10番 三枝委員の補足説明をお願い致します。

三枝委員 10番 三枝です。

事務局の説明どおり何の問題もありませんので、このまま耕作地帯の中続けるといふ事となっておりますので、よろしくお願ひします。

議長 番号2について、8番 高浦委員の補足説明をお願い致します。

高浦委員 8番 高浦です。周辺農地はほとんど耕作されていない荒地になっております。現状買受人が周辺農地を取得してしまひて、梅の栽培等土地の管理をよくされておりますので、問題ありません。

議長 番号3の岬町江場土の申請地について、4番 松崎委員の補足説明をお願い致します。

松崎委員 4番 松崎です。新規就農といふ事で、耕作をこの土地を努めるといふ事なんですけれども、現在耕作をしている方の協力を得て耕作をするといふ事で問題ないと思ひます。次の小福の方の所と距離が離れているので、

移動等についても十分注意してくださいという事をお願いしてあります。  
以上です。

議長 番号3の岬町東中滝の申請地、及び番号4から番号6について、7番 増田委員の補足説明をお願いいたします。

増田委員 7番 増田でございます。

あの、今、3番については東中滝の土地で松崎委員が説明されたとおりです。4番5番6番と先ほど事務局から説明のあったとおりですので、よろしく申し上げます。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 無し。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決する事にご異議無い場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

続きまして、議案第1号の番号7及び番号8についての審議に移りますが、先ほどお話したように、議事参与の制限により、7番増田委員におかれましては、しばらくの間、退室をお願い致します。

増田委員 退室

議長 増田委員が退室されましたので、引き続き番号7及び番号8について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請番号7および8について説明します。

番号7、譲渡人理由は、受人の要望に応じる為、譲受人理由は、自宅に隣接し耕作に便利の為です。申請土地、岬町押日字矢ノ坪（ヤノツボ）、地目田、〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号6です。

番号8、譲渡人理由は、耕作者不在により耕作出来ない為、譲受人理由は、農業経営規模拡大の為です。申請土地、岬町押日字三川（サンガワ）、地目田、〇〇〇㎡。権利内容、売買による所有権移転、図面番号8です。

番号7および8につきまして、以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号7及び番号8については、当該地区の担当委員が7番増田委員であるため、私の方から補足説明させていただきます。

藤平会長 会長現地確認の際に、現地において事務局より説明を受けましたが、何も問題はないと思われます。

議長 補足説明が終わりました。質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

委員 無し。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号7及び番号8については、原案のとおり可決されました。

それでは、7番 増田委員の入室をお願い致します。

増田委員 入室

議長 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題と致します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明致します。

番号1、本件土地は、岬町江場土中妙見の田と畑〇〇〇㎡で房総わだつみ美術館の北側に位置します。図面番号9です。

当初許可内容、倉庫及び駐車場用地。当初許可年月日、平成22年12月15日許可。当初許可指令番号、千葉県農振指令第5号の80、81。

変更理由、埋立てに使用する土砂の入手や工事が遅れている間に、経営している飲食店の売上げが下がり、民泊へ変更したことに伴い、倉庫の建設を中止し、テラス等を作る。

変更後計画は駐車場、テラス、焚火場、薪置場、家庭菜園です。

申請地は小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で支払済です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、4番 松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 4番 松崎です。事務局説明のとおりで、申請の土地の周辺ですけれども、どこが境かわからないほど荒れている土地になっていまして、工事の際の境界については十分注意なさるという事でお願います。計画者の方ですけれども、周りが太陽光のソーラーで囲まれつつあるという事で、今後囲まれちゃうと嫌だなあとっておりました。参考までに。

議長 補足説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 無し。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議無い場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてを議題と致します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について、ご説明致します。

番号1、本件土地は、大原日月谷の田〇〇〇㎡で、日月神社の北西に位置します。図面番号10です。

当初計画内容、建売倉庫用地。当初許可年月日、平成25年7月26日許可。当初許可番号、千葉県夷農指令第71号の4-8。

変更理由、他の許可済地の建売分譲住宅建設を優先して行っているうちに、建売倉庫の需要がなくなってしまったため。

承継計画は太陽光発電施設で、隣接する3筆の農地と合わせた4筆に太陽光パネル〇〇〇枚を設置するものです。本申請と同時に農地法第5条申請がなされております。議案第4号番号6から番号8です。

申請地は小集団の生産性の低い農地である事から第2種農地に該当しま

す。

番号2、本件土地は、若山日宮下の田〇〇〇㎡で熊野神社の南側に位置します。図面番号11です。

当初許可年月日、令和元年12月4日許可。当初許可番号、千葉県夷農指令第193号の8-6。

変更理由、事業計画者変更の為。

承継計画は、太陽光発電施設で、太陽光パネル〇〇〇枚を設置するものです。本申請と同時に農地法第5条申請がなされております。議案第4号番号10です。

申請地は番号1と同様の要件であることから第2種農地に該当します。

以上で説明を終わります。宜しくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、5番池田委員の補足説明をお願い致します。

池田委員 5番 池田です。第4号議案の中で6、7と一緒に太陽光をやるという事で特段問題ないと思います。以上です。

議長 番号2について、3番藍野委員の補足説明をお願い致します。

藍野委員 3番 藍野です。次の議案の10番にもありますけれども、何十年と耕作されていない所なので問題ないと思います。以上です。

議長 補足説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委員 無し。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題と致します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明致します。

番号1から番号3は同一案件の為、一括で説明致します。

本件土地は荻原八反目の田〇〇〇㎡で、糠田谷青年館の南東に位置します。図面番号12です。

申請地は10ヘクタール以上の一団の農地の区域内の農地である事から第1種農地に該当し、原則として許可出来ませんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用する事が必要と認められる場合に該当することから、例外的に許可出来るものに該当します。

転用目的は、現場事務所及び駐車場です。この事務所及び駐車場は、申請地南側で行われている大規模太陽光発電施設建設の為に設置されているものですが、工期の延長に伴い、一時転用期間を延長するものです。

権利の内容は、賃借権設定です。

設置済の施設の為、費用は掛かりません。

番号4、本件土地は荻谷西中半戸の田と畑〇〇〇㎡で、荻谷上町区民会館の西側に位置します。図面番号13です。

申請地は小集団の生産性の低い農地である事から第2種農地に該当します。

転用目的は、建売分譲住宅2棟（〇〇〇㎡）、駐車場4台（〇〇〇㎡）、進入路（〇〇〇㎡）です。

申請地の東側隣接地は、建売分譲住宅用地として農地法第5条許可を受け、現在造成までが済んでいる状況です。駅や学校、幹線道路にも近いいため需要があると考え、計画しました。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、申請地内新設のU字溝に放流します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で、自己資金にて行います。

番号5、本件土地は弥正向居の田168㎡で荻谷中町公民館の西側に位置します。図面番号14です。

申請地は、市役所夷隅庁舎から300m以内の農地である為、第3種農



地に該当します。

転用目的は駐車場（5台）です。申請地の南側に譲受人所有の資材置場があり、現在はその置場内に従業員も駐車しておりますが、資材搬入の際大型車両の出入りが多い事から安全性を考え、申請地を取得し従業員用の駐車場を整備します。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は売買による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号6から番号8は同一案件のため、一括で説明いたします。

番号8は議案第3号番号1と同一の土地であり、番号6と番号7は番号8に隣接する土地です。図面番号10です。

申請地は番号4と同様の要件であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電施設で、太陽光パネル〇〇〇枚を設置するものです。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇万円で自己資金にて行います。

隣接地への被害防除対策として、周囲にフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

排水については、雨水のみで自然浸透とします。

他法令の関係は、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、令和2年3月5日付けで変更認定申請がなされております。

番号9、本件土地は大原八幡久保の畑〇〇〇㎡で大原小学校の北東に位置します。

図面番号15です。

申請地は都市計画法に規定する用途地域内であるため、第3種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅（〇〇〇㎡）、カーポート（〇〇〇㎡）です。

譲受人は申請地近くの賃貸住宅で生活しておりますが、子供の成長に伴い手狭となってきた事から、申請地を譲受け自己の住宅を建築します。

用水は市営水道。排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合

併浄化槽で処理後、前面の市道側溝へ放流します。

他法令の関係は、道路法について、令和3年2月26日付けで市建設課に道路占用許可申請がなされております。

番号10は、議案第3号番号2と同一案件の為、説明を省略させていただきます。

番号11、本件土地は、山田笹原、下大谷の田〇〇〇㎡で、いすみプレーパークの南東に位置します。図面番号16です。

申請地は、番号4と同様の要件である事から、第2種農地に該当します。

転用目的はキャンプ場です。譲受人はキャンプ場等施設の運営をしている法人を経営しており、隣接する申請地を取得し、キャンプ場事業地の拡大を図ります。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号12、本件土地は、岬町桑田字流シの田〇〇〇㎡で、岬町桑田交差点の東側に位置します。図面番号17です。

申請地は、番号4と同様の要件である事から、第2種農地に該当します。

転用目的は駐車場（〇〇〇台）、ガレージ（〇〇〇㎡）です。

譲受人は申請地の近くにセカンドハウスを構えており、コロナ禍の影響により、月の大半を当地で生活しております。いずれは定住をする予定であり、仕事もリモート中心の為、都内で使用している車両を当地へ持ってくる事を考えましたが、現在の敷地では置ききれないため、申請地を取得し、駐車場とガレージに転用する計画です。

用水は設置なし。排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇万円で自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。宜しくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1から番号3について、10番 三枝委員の補足説明をお願い致します。

三 枝 委 員 10番 三枝です。この場所も今までどおり引き続き使用するという事で問題ありません。

議 長 番号4及び番号5について、6番 織本委員欠席の為、私から説明させていただきます。織本委員より問題ないとの連絡を受けておりますので、宜しく申し上げます。

番号6から番号9について、5番 池田委員の補足説明をお願い致します。

池田委員 5番 池田です。番号6から番号8は一連のものであります。申請地周辺の農地は耕作放棄地であり、問題ないと思われます。番号9は周辺も住宅が建っており問題ないと思われます。以上です。

議 長 番号10について、3番 藍野委員の補足説明をお願い致します。

藍 野 委 員 3番 藍野です。先ほどの所で出た案件で、取得人がやるという事で、ここは何ら問題ないです。

議 長 番号11について、8番高浦委員の補足説明をお願い致します。

高 浦 委 員 8番 高浦です。受け人はすでに隣接地においてキャンプ場を経営しており、その隣の土地にバーベキューをやる広場を買い取るという事で問題ないです。

ただ、間に用水路がありまして、用水の上の土地ですが、この前の鳥インフルエンザ発生の際に随分白濁液が流れてきたという事をおっしゃってました。本人としてはこれを申請するにあたり、周辺農地に影響の無い様に注意しますという旨を書いてありましたので、問題ないと思います。

議 長 番号12について、2番 関委員の補足説明をお願い致します。

関 委 員 2番 関です。只今事務局説明のとおりです。現状は何か知りませんが、埋めてありました。他に問題ないと思います。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 無し。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号令和2年度第12次農用地利用集積計画（案）についてを議題と致します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、令和2年度第12次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明致します。

いすみ市長より、令和3年2月22日付けで農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

賃借権24件、貸付者24名、借受者14名、田、86,736㎡、でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。  
委員 無し。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号農用地利用配分計画（案）についてを議題と致します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農用地利用配分計画（案）につきまして、ご説明致し

ます。

農用地利用配分計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

今回の借受申し込み者2名、借受面積、田、3,707㎡を出し手の承認を得たうえでの配分計画（案）でございます。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項に掲げる事項が定められていると考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。  
委 員 無し。

議 長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号令和3年度標準農作業賃金（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号、令和3年度標準農作業賃金（案）について説明致します。

標準農作業賃金につきましては、例年、この時期に農業委員会総会に諮り決定したものを次年度の農作業賃金の目安として、広報いすみ4月号と市ホームページに掲載し、情報提供しているものです。

参考資料として千葉県農業会議が設定した令和3年度の地域別農作業標準賃金、水田機械作業による標準料金表と対前年比較表及び令和2年度の夷隅郡市の標準農作業賃金表をお手元に配布しております。

また、郡内市町の令和3年度の動向を確認しました所、御宿町、大多喜町は令和2年度と変更なし、勝浦市はトラクターの水田耕起を100円、田植機を500円、コンバインを200円値上げとする議案を

総会に上程するとのことでした。

これらを踏まえまして、いすみ市の令和3年度農作業標準賃金につきましては、トラクターの水田耕起と乾燥調製を100円、田植機を500円、コンバインを400円、育苗を農協販売価格に合わせて緑化を3円、硬化を6円値上げする提案をさせていただき次第です。

以上で説明を終わります。

事務局 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 無し。

議長 質疑無い様でございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

それでは、その他になりますが、私の方から1件ご報告があります。

前回の総会で、保留案件となりました、深堀地先の事業用太陽光発電施設設置に伴う第5条申請についてですが、県への問い合わせの結果等により許可相当として進達しましたので報告いたします。

なお、細かい経緯につきましては、事務局より説明がありますので、ご了承いただきたくお願いいたします。

事務局 それでは、私の方から前回の総会での保留した案件の経緯につきましてご説明いたします。

先月2月9日の総会にて、近隣の住民から太陽光発電について発電に伴うに施設について、不許可とかそういうのではないが、そちらがすっきりするまでどうしたらよいかということで総会で意見が出ました。同日、終わってから担当の方から事業者の方というか代理人に対し、事業者は太陽光発電等電気関係の会社、代理人も太陽光発電の会社で、いすみ市内でもいくつかその会社が直接設置した例もあります。担当の方に会議結果を伝えた所、「近隣から苦情が出ているのは知っているけれども、それで保留にするというのはおかしいのではないか。それについて農業委員会の会長と直接話をしたいので、会長の電話番号を教えてください」と言われたんです。

が、すぐに教えるわけにはいかなかったので、「会長と話をした上で連絡します」と伝えました。会長は「電話で話すと行き違いがあるので、直接顔を合わせて、来てもらって直接話をしよう」という事を伝える事になりました。と同時に、この内容で保留するという事が出来るのかという事について、県、農業事務所ではなく本課、農地・農村振興課の農地転用担当の方に連絡を入れて調べてもらう事にしました。会長のおっしゃた直接会うという事について、代理人に伝えた所、埼玉県の本社の為、コロナ禍の中でもあり、こちらまで来ることが出来ないという事になりました。申請自体も郵送でやるくらいの会社なので、こういうご時世の中来れないとの事になりました。

話があちこちに行きますが、県の方からはすぐに回答がありまして、太陽光施設そのものに対する苦情は保留案件にする理由にならず、他に理由がない限りは農業事務所の方に進達すべきだという回答になりましたので、会長とも相談して、近隣からの苦情があるという旨を意見書に織り込んで進達しました。県の本課からも農業事務所の方には直接農業委員会の方に来たわけではないんですが、行政としてこれをそのままにしておくわけにはいかないんで、直接農業委員会に関わるものではないんですが、明けた週に私から代理人に対し、「進達はしました。ただ、前回の総会の中で、農業委員会の総意として、苦情がある中で簡単に許可にしているものかという意見がありました。その意見に対し、誠意を組んで真摯に対応してほしい」とお願いをしました。いずれにしても「農業委員会の総意として、きちんと対応してほしい」と伝えました。これで報告とさせていただきます。

議 長 何か質問がありますでしょうか。

委 員 なし。

議 長 他に何かありますかでしょうか。

委 員 なし。

議 長 他に何かありますかでしょうか。

事 務 局 その他として、地目変更登記に係る照会に対する回答につきまして、ご報告いたします。

さて、今回は2月28日までに回答済の8件について議案書記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

委員 なし。

議長 他に無い様でございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上もちまして令和3年第3回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局から何点かご連絡をさせていただきます。

はじめに、4月の総会ですが、4月8日(木)午後3時から夷隅文化会館2階研修室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、3月22日(月)から25日(木)の4日間となります。現地確認につきましては、3月26日(金)及び3月29日(月)で予定しております。スケジュールの調整をよろしく願いいたします。

続きまして、活動記録簿についてですが、本日2月分をお持ちの方は提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたりご苦勞様でした。

(閉会 午後4時10分)



議事録署名人

議長

5 番委員

1 0 番委員